

## 産業廃棄物一覧表

法第2条第4項、政令第2条

指定業種のある場合、業の種類は、「日本標準産業分類表」の区分によって判断する。

区分	種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	2 汚泥	排出処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず・合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状液状の全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず（板ガラス等）、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるものを除く。）
	10 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石炭・鉱石、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル（PCB）が塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニル（PCB）が染み込んだもの ④物品賃貸業に係るもの（リース業者から出される家具・器具等） ⑤貨物の流通のために使用した木製パレット（積付に使用したこん包用の木材を含む。業種指定なし）
	15 繊維くず（天然繊維くずのみ）	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②繊維工業（衣服・その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの（羊毛くず等の天然繊維くず） ③ポリ塩化ビフェニル（PCB）が染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料とした動・植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなどを含む
	17 動物系固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		